

碓石海岸キャンプ場利用規約

1 はじめに

碓石海岸集団施設地区運営協議会（以下、「管理者」という。）では、碓石海岸キャンプ場（以下、「キャンプ場」という。）の利用に関し、本規約により必要な事項を定めており利用する場合は同意のもと、碓石海岸インフォメーションセンター（以下、「センター」という。）職員の指示に従い利用すること。

なお、開設期間や利用時間及び貸出施設、利用料金は別に定める。

2 受付

キャンプ場の申し込み及び受付は、以下のとおり手続きを行うこと。

なお、窓口及び電話での受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(1) 利用申し込み

センター窓口、電話、FAX、メール又は予約サイトから申し込むこと。

(2) 利用受付

- ① センター窓口で行うこと。
- ② キャンプ場利用申請書（様式第 1 号）の提出及び利用料金の支払い後、キャンプ場利用承認書（様式第 2 号の 1）及び許可証（様式第 2 号の 2）を受け取り、利用を開始すること。
- ③ チェックアウト又は利用を中止する場合は、許可証とレンタル品を返却すること。

3 料金の支払い

現金又はキャッシュレス決済により、原則利用前に支払うこと。

4 施設利用に係る禁止事項等

次の例に示す禁止及び注意事項に違反し、改善指示に従わない場合は利用を中止し、損害に係る費用を負担すること。

(1) 禁止事項

- ① キャンプ場利用の権利を第三者に譲渡又は転貸すること。
- ② 許可を受けていない販売行為及び飲食の提供をすること。
- ③ 許可を受けていない印刷物やポスター等の掲示及び配布すること。
- ④ 高校生又は 18 歳未満のみで利用すること。
- ⑤ キャンプ場を含む、国立公園内で喫煙すること。
- ⑥ ペット同伴で利用すること。
- ⑦ 指定された場所以外への自動車等の乗り入れ又は駐車すること。
- ⑧ 許可を受けていない施設等を利用すること。

- ⑨ 直火や花火を行うこと。
- ⑩ 野生動物の餌付けや植物等の伐採、採取を行うこと。

(2) 注意事項・キャンプマナー

- ① チェックイン及びチェックアウト時間を守ること。
- ② 各オートサイト駐車場は原則1台（バイク等は複数台）駐車可能とし、入りきらない大型車は碁石海岸駐車場に駐車すること。
- ③ フリーサイト利用者の車両等は、荷物の積み降ろしをする場合を除き、碁石海岸駐車場に駐車すること。
- ④ 施設等を用途以外に利用又は移動しないこと。
- ⑤ 木炭や薪は、炊事棟やオートサイトに備え付けの竈又は利用者が持参する焚火台やコンロ等を使用し、火気の取り扱いには十分注意すること。
また、消し炭や灰は消火を確認後、指定された専用の炭入れに捨てること。
- ⑥ ゴミはセンター職員の指示に従い分別し、指定されたゴミ置き場に捨てること。
- ⑦ 他の利用者や近隣住民の迷惑とならぬよう午後10時以降は静かに過ごすこと。
ここに示した事項はあくまでも一例であり、例示されていないものであっても違反や改善指示の対象となる場合があるため、公序良俗を守り、他者への迷惑行為やキャンプ場の保全及び秩序維持に支障をきたすと判断されるような行為はしないこと。

5 利用料金の免除

利用料金の免除は、次のとおりとする。

なお、減免申請を行う場合は、キャンプ場利用申請書（様式第1号）により申請すること。

(1) 減免の種類

- ① 全額免除
管理者が主催又は共催する事業を行う場合。
- ② 半額免除
幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校、特別支援学校等が行事を行う場合。

(2) その他

管理者が公益上、特に必要と認める事業等を行う場合。

6 利用承認の取り消し

次の事項に該当する場合は、利用承認を取り消す。

- (1) 本来の利用目的に反する行為が認められた場合。
- (2) 虚偽の申請や詐欺等の不正行為が認められた場合。

(3) この規約に定める禁止及び注意事項等に違反し、改善指示に従わない場合。

7 不測の事態・個人情報の取り扱い等

(1) 管理者は、気象警報や注意報及び疫病、感染症等の感染拡大防止や緊急事態宣言の発令に伴い、告知なく施設の閉鎖又は利用条件の変更を行うことがある。

(2) 天災や施設の故障又は疫病や感染症等、不測の事態により施設の使用を中止した場合を除き、料金の返金を行わない。

なお、災害や事故又は感染症拡大防止等の外的要因、及び管理者の判断により利用を中止した場合の料金は、全額返金（利用料金以外に発生した費用に関して、管理者は一切の責任を負わない。）とする。

(3) 施設内や駐車場でおきた貴重品等の紛失や盗難、天災による物品の破損及び事故やトラブル（人的被害含む）による怪我等について、管理不備により発生した場合を除き、管理者は一切の責任を負わない。

(4) 個人情報は、キャンプ場の運営目的以外の使用はしないが、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を行う時、必要に応じて開示や提供を行う場合がある。

8 原状回復と損害賠償

(1) 施設等の利用後、又は利用承認を取り消された場合は、直ちに利用前の状態に戻すこと。

(2) 施設等を利用者の過失により損傷や紛失した場合は、直ちにセンターへ報告し、碁石海岸キャンプ場施設等損壊等届出書（様式第3号）を管理者に提出すること。
また、原状に回復するための実費を負担すること。

9 その他

夜間に、緊急を要する事件や事故、火災等が発生した場合は、速やかに緊急通報受理機関（110番・119番等）に通報すること。

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号

碁石海岸キャンプ場利用（変更）承認申請書

令和 年 月 日

碁石海岸キャンプ場管理者 様

申請者

団体名.....

代表者名.....

住 所.....

電話番号.....

碁石海岸キャンプ場の利用（変更）について、次のとおり申請します。

利用日	令和 年 月 日から令和 年 月 日（泊日）			
利用サイト	オートサイト（ 区画） / フリーサイト（ 張り）			
利用人数	中学生以上	小学生	未就学児	合計
	人	人	人	人
販売・レンタル品				
利用目的	キャンプ / イベント / その他（ ）			
減免申請	全額免除 / 半額免除 : 減免理由（ ）			

利用料金	円	内訳	
		<input type="checkbox"/> サイト料 :円 <input type="checkbox"/> 管理費 :円 <input type="checkbox"/> 減 免 : 全額免除 / 半額免除 減免理由（ ）	
		<input type="checkbox"/> 販売・レンタル料 :円	
許可証番号	A- / F-	その他 必要事項	

—注意事項—

- ・この申請書は利用規約に同意の上、提出してください。
- ・太枠内は職員記入欄

領収印

受付印

碁石海岸キャンプ場利用（変更）承認書

令和 年 月 日

様 碁石海岸キャンプ場管理者
一般社団法人大船渡市観光物産協会
会 長 齊 藤 俊 明

碁石海岸キャンプ場の使用（変更）について、次のとおり承認します。

利用日	令和 年 月 日から令和 年 月 日（泊日）			
利用サイト	オートサイト（ 区画） / フリーサイト（ 張り）			
利用人数	中学生以上	小学生	未就学児	合計
	人	人	人	人
販売・レンタル品				
利用目的	キャンプ / イベント / その他（ ）			
減免申請	全額免除 / 半額免除 : 減免理由（ ）			

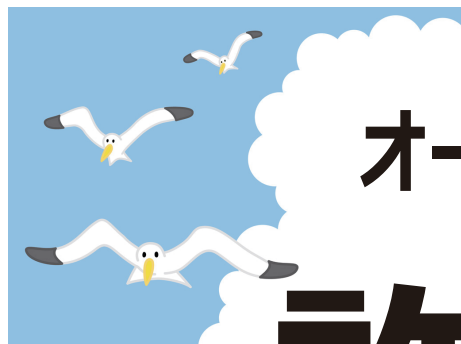
利用料金	円	内訳	
		○サイト料：.....円 ○管理費：.....円 ○減 免： 全額免除 / 半額免除 減免理由（ ）	
		○販売・レンタル料：.....円	
許可証番号	A- / F-	その他 必要事項	

承認の条件（注意事項）

- ・準備、片付けはキャンプ場の利用時間内に行ってください。
 - ・利用規約に反する行動は行わないでください。
- ※変更やキャンセルの場合は、速やかにご連絡ください。

領収印

受付印



オートサイト

許可証

碓石海岸キャンプ場



車の運転席側の見える位置においてください。

フリーサイト

許可証



碓石海岸キャンプ場

テントの入口付近に設置してください。

様式第3号

碁石海岸キャンプ場施設等損壊等届出書

令和 年 月 日

碁石海岸キャンプ場管理者 様

申請者 住 所
団体名
氏 名
電 話

下記のとおり施設を損壊・破損したので、利用承認書を添えて届出いたします。

記

- 1 利用年月日
年 月 日 から 年 月 日まで
- 2 損壊等の日時
年 月 日 時頃
- 3 損壊等の箇所
- 4 損壊等の内容 (数量、程度等)